

令和 5年 5月25日

ご契約者 様

## 設 計 書

この設計書は、「がんや特定疾病の保障」が、  
ご契約者様のご希望と推定して作成しています。



TOKIOMARINE  
NICHIDO

### 東京海上日動あんしん生命保険株式会社

当設計書は、お客様からお伺いしたデータをもとに算出を行っております。万一データ等に過不足・齟齬がある場合には、当社取扱者/代理店（生命保険募集人）にお申しつけください。

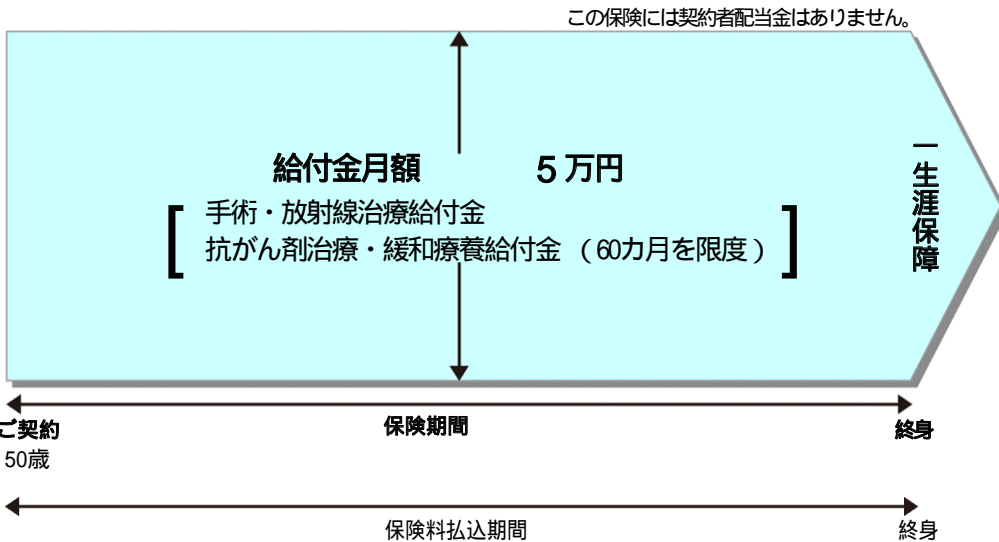
当社取扱者/代理店（生命保険募集人）は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

# おすすめプラン

計算基準日 令和 5年 7月 1日  
作成日 令和 5年 5月25日

ご契約者名							
被保険者名		性別	男性	生年月日	昭和48年 4月19日	年齢	50歳

## 主契約の保障イメージ図 あんしんがん治療保険（がん治療保険（無解約返戻金型）〔無配当〕）



この保障内容には、死亡に対する保険金のお支払はありません。また、ケガやがん以外の病気による給付金のお支払はありません。

### 【付加されている特約】

- がん特定治療保障特約
- がん先進医療特約
- がん通院特約

がんの保障は、保険期間の始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日から開始します（不担保期間：90日）。責任開始期の前日までにがんと診断確定された場合、保険契約は無効となります。また、特約を付加された場合、特約の保障は主契約の保険期間の始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日から開始します。

## おすすめプランの保障内容

詳細は本設計書の「ご契約にあたって、ご注意いただきたいこと」を必ずご参照ください。

保障	保険種類	お受取方法	保険金・給付金額	保険期間	備考	
公的医療保険制度対象の手術、放射線治療、抗がん剤治療、緩和療養を受けられたとき（お支払事由に該当した月ごとに）	あんしんがん治療保険（主契約） （手術・放射線治療給付金/ 抗がん剤治療・緩和療養給付金）	月額	50,000円	終身	抗がん剤治療・緩和療養給付金は、通算60か月	
がんで先進医療を受けられたとき	がん先進医療（特約）	通算	2,000万円	10年 2	所定の先進医療にかかわる技術料	
がん治療のため患者申出療養、評価療養（先進医療を除く）、自由診療を受けられたとき	がん特定治療保障（特約）	通算	1億円	5年 2	所定の診療にかかわる費用	
がん診断の一時金の備え						
がん治療の手厚い備え	主契約の給付金が支払われる治療を受け、所定の期間内に通院されたとき	がん通院（特約）	月額	5,000円	終身	

- 同一の月に手術・放射線治療給付金および抗がん剤治療・緩和療養給付金のいずれにも該当した場合、手術・放射線治療給付金のみお支払いします。
- 所定の要件を満たした場合、ご契約者からの申し出がない限り、90歳まで自動的に更新されます。保険料は更新時の年齢・保険料率で計算します。

# おすすめプラン

計算基準日 令和 5年 7月 1日  
作成日 令和 5年 5月25日

## ご契約内容

保険種類	払込方法 <input type="checkbox"/> 月払 ( <input type="checkbox"/> 口座振替扱 )			
	保険金・給付金額	保険期間	払込期間	保険料
[主契約] あんしんがん治療保険 がん治療保険 (無解約返戻金型) [無配当] (手術・放射線治療給付金/ 抗がん剤治療・緩和療養給付金) [特約] がん特定治療保障特約 がん先進医療特約 がん通院特約 指定代理請求特約 [付帯サービス] メディカルアシストサービス Medical Note for 東京海上グループ等	給付金月額50,000円	終身	終身	1,235円
	所定の診療にかかわる費用 所定の先進医療にかかわる技術料 月額5,000円	5年 10年 終身	5年 10年 終身	500円 99円 520円
	-	-	-	-
	<b>合計保険料</b>			2,354円
	<b>前納・先取り保険料</b>			0円
	<b>初回払込保険料</b>			2,354円

主契約の保険料と特約保険料の合計額が介護医療保険料控除の対象額となります。なお、前納契約の場合は、前納期月の控除保険料(概算)を表示しています。実際の金額は生命保険料控除証明書をご確認ください。

## お払込保険料と保険料の推移

払込期間	1回分合計保険料	前納・先取り保険料	初回払込保険料
~2028年6月	2,354円		2,354円
~2033年6月	1,854円		
~以降終身	1,755円		

おすすめする主契約ないし特約の保険期間満了時に自動更新が可能な場合でも更新しないものとして表示しています。

## 保険料累計と解約返戻金

	保険料累計	解約返戻金
60歳(10年目)	252,480円	0円
70歳(20年目)	463,080円	0円
80歳(30年目)	673,680円	0円
90歳(40年目)	884,280円	0円
99歳(49年目)	1,073,820円	0円

保険料払込期間は無解約返戻金期間となりますので、解約返戻金はありません。付加される特約・特則は保険期間を通じて解約返戻金はありません。保険料払込期間終了後の解約返戻金は主契約の給付金月額と同額です。

表示の数値は当該保険年度の最終日の値です。詳細は本設計書の「この設計書をご参照いただく際のご留意点」をご覧ください。

# 保障の一覧

計算基準日 令和 5年 7月 1日  
作成日 令和 5年 5月25日

ご契約者名							
被保険者名		性別	男性	生年月日	昭和48年 4月19日	年齢	50歳

新規設計保険の支払事由および支払条件	保険金額(初年度)・給付金額	月額・年金額(初年度)
死亡されたとき 病気のとき 災害のとき		
高度障害状態になられたとき 病気のとき 災害のとき		
不慮の事故で所定の身体障害状態になられたとき	~	---
公的介護保険制度の要介護2以上と認定または、所定の要介護状態となられたとき(長生き支援終身、介護年金・一時金)		
[長生き支援終身] 健康祝金のお支払いはありません。		---
所定の障害状態・介護が必要な状態になられたとき (支払事由の詳細は、各契約のしおり・約款をご確認ください)		
5疾病により所定の入院・在宅療養( )をされたとき ( )医師の指示により業務に従事せず自宅等で治療に専念		
5疾病で入院をされたとき		---
保険期間満了時に生存されていたとき		---
5年ごと、継続10日以上以上の入院がないとき(健康祝金特則)		---
5年ごと、介護が必要な所定の状態に該当されていないとき(健康祝金特則)		---
余命6ヵ月以内と判断されたとき		---
がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中の所定の疾病状態になられたとき(特定疾病保障定期保険)		---

支払事由および支払条件		給付金額	保障
入院への備え	所定の入院 病気(がん以外)・ケガ がん治療	日額 日額	公的医療保険制度におけるがん先進医療による治療を受けられたとき
	3大疾病で所定の入院限度日数を超えた場合 短期入院の場合		がん治療で患者申出療養、評価療養(先進医療を除く)、自由診療を受けられたとき
	病気(がんを含む)・ケガの治療で入院された場合	一時金	抗がん剤治療を受けられたとき (抗がん剤治療特約)
手術・放射線治療への備え	病気やケガで手術 外来/入院中手術		健康還付給付金支払日に生存されているとき(健康還付特則)
	がんで手術 外来/入院中手術		不慮の事故による骨折、関節脱臼または腱の断裂の治療を受けられたとき
	放射線治療 病気やケガで入院給付金が支払われる入院の前後に通院されたとき がんで手術・放射線治療給付金、抗がん剤治療・緩和療養給付金が支払われる月の前後に通院されたとき	日額 日額	5,000円
がんの備え	がんと診断されたとき		9日以内の短期入院をされたとき一律10日分の入院給付金(初期入院保障特則)
	がんで公的医療保険制度対象の手術・放射線治療・抗がん剤治療・緩和療養を受けられたとき (がん治療保険・がん治療特約)	月額	5万円
特定疾病の備え	がんと診断確定されたとき*(上皮内新生物は1回のみ50%)		-
	心疾患/脳血管疾患で所定の治療を受けられたとき*		-
	肝硬変/慢性腎不全/糖尿病(1回のみ)で所定の治療を受けられたとき*		-
認知症の備え	所定の認知症と診断確定されたとき(軽度認知障害による支払がある場合)		
	所定の軽度認知障害と診断確定されたとき		
			乳房の再建手術を受けられたとき (女性疾病保障特約)
			所定の悪性新生物と診断確定されたとき (特定悪性新生物保険金前払特約)
			所定の支払対象期間に入院給付金等のご請求がなかったとき(無事故給付金)
			計測単位期間中の1日あたりの平均歩数が8,000歩以上となるときの(健康増進特約)

\* 2回目以降のお受取についてはパンフレット・しおり・約款をご覧ください。

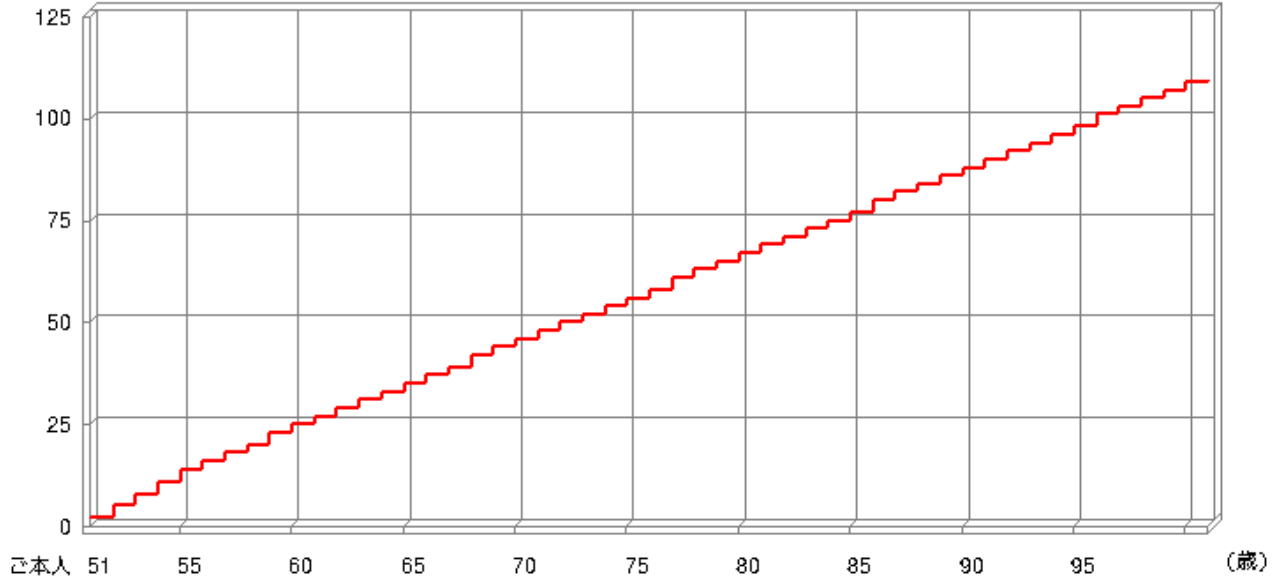
# 解約返戻金推移

計算基準日 令和 5年 7月 1日  
作成日 令和 5年 5月25日

ご契約者名							
被保険者名		性別	男性	生年月日	昭和48年 4月19日	年齢	50歳

— 保険料累計      ■ 解約返戻金 (明細 1)

(万円)



(単位：円)

保険年度	保険料累計	解約返戻金
1	28,248	0
2	56,496	0
3	84,744	0
4	112,992	0
5	141,240	0
6	163,488	0
7	185,736	0
8	207,984	0
9	230,232	0
10	252,480	0

保険年度	保険料累計	解約返戻金
15	357,780	0
20	463,080	0
25	568,380	0
30	673,680	0
35	778,980	0
40	884,280	0
45	989,580	0
50	1,094,880	0
		以下余白

保険年度	保険料累計	解約返戻金

## 注意事項

- ・実際の解約返戻金の額は、保険種類・ご契約年齢・性別・保険料払込期間・経過年月数・保険料払込年月数などにより異なります。
- ・低解約返戻金型終身介護保険（健康祝金部分は除く）の低解約返戻金期間は、契約日から保険料払込期間が満了する日の24時までです。低解約返戻金割合は70%ですが、特定疾病保険料払込免除特則により保険料のお払込みが免除された場合は、低解約返戻金割合は適用しません。
- ・各種定期保険の解約返戻金は、契約当初においては全くありませんが、保険期間の経過に伴い徐々に積立てられ、その後、保険期間の満了が近づくにつれ次第に減少し、満了時にはなくなります。家計保障定期保険（無解約返戻金型）は、保険料払込期間中の解約返戻金はありません。定期保険（無解約返戻金特則付加）の主契約には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- ・介護年金保険の1年目の解約返戻金は、不担保期間中のため、責任準備金の金額を表示しています。
- ・介護年金保険（健康還付特則付加）の1年目の解約返戻金は、不担保期間中のため、責任準備金を合算した金額を表示しています。
- ・解約返戻金についての詳細は、重要事項説明書（契約概要 / 注意喚起情報）、ご契約のしおり・約款を必ずご覧ください。
- ・「この設計書をご参照いただく際のご留意点」を合わせてご覧ください。
- ・1万円未満の金額はグラフに表示していません。

# 保険年度別明細表

ご契約者名							
被保険者名		性別	男性	生年月日	昭和48年 4月19日	年齢	50歳

(単位：円)

保険年度	年齢(歳)	普通死亡保険金額		就業不能保険金額 一時金でのお受取り	満期保険金額 健康祝金額 祝金額	保険料累計	解約返戻金	解約返戻率(%)	前納未経過 保険料
		一時金でのお受取り	分割金でのお受取り						
1	51	-	-	-	-	28,248	0	0.0	-
2	52	-	-	-	-	56,496	0	0.0	-
3	53	-	-	-	-	84,744	0	0.0	-
4	54	-	-	-	-	112,992	0	0.0	-
5	55	-	-	-	-	141,240	0	0.0	-
6	56	-	-	-	-	163,488	0	0.0	-
7	57	-	-	-	-	185,736	0	0.0	-
8	58	-	-	-	-	207,984	0	0.0	-
9	59	-	-	-	-	230,232	0	0.0	-
10	60	-	-	-	-	252,480	0	0.0	-
11	61	-	-	-	-	273,540	0	0.0	-
12	62	-	-	-	-	294,600	0	0.0	-
13	63	-	-	-	-	315,660	0	0.0	-
14	64	-	-	-	-	336,720	0	0.0	-
15	65	-	-	-	-	357,780	0	0.0	-
16	66	-	-	-	-	378,840	0	0.0	-
17	67	-	-	-	-	399,900	0	0.0	-
18	68	-	-	-	-	420,960	0	0.0	-
19	69	-	-	-	-	442,020	0	0.0	-
20	70	-	-	-	-	463,080	0	0.0	-
21	71	-	-	-	-	484,140	0	0.0	-
22	72	-	-	-	-	505,200	0	0.0	-
23	73	-	-	-	-	526,260	0	0.0	-
24	74	-	-	-	-	547,320	0	0.0	-
25	75	-	-	-	-	568,380	0	0.0	-
26	76	-	-	-	-	589,440	0	0.0	-
27	77	-	-	-	-	610,500	0	0.0	-
28	78	-	-	-	-	631,560	0	0.0	-
29	79	-	-	-	-	652,620	0	0.0	-
30	80	-	-	-	-	673,680	0	0.0	-
31	81	-	-	-	-	694,740	0	0.0	-
32	82	-	-	-	-	715,800	0	0.0	-
33	83	-	-	-	-	736,860	0	0.0	-
34	84	-	-	-	-	757,920	0	0.0	-
35	85	-	-	-	-	778,980	0	0.0	-
36	86	-	-	-	-	800,040	0	0.0	-
37	87	-	-	-	-	821,100	0	0.0	-
38	88	-	-	-	-	842,160	0	0.0	-
39	89	-	-	-	-	863,220	0	0.0	-
40	90	-	-	-	-	884,280	0	0.0	-
41	91	-	-	-	-	905,340	0	0.0	-
42	92	-	-	-	-	926,400	0	0.0	-
43	93	-	-	-	-	947,460	0	0.0	-
44	94	-	-	-	-	968,520	0	0.0	-
45	95	-	-	-	-	989,580	0	0.0	-
46	96	-	-	-	-	1,010,640	0	0.0	-
47	97	-	-	-	-	1,031,700	0	0.0	-
48	98	-	-	-	-	1,052,760	0	0.0	-
49	99	-	-	-	-	1,073,820	0	0.0	-
50	100	-	-	-	-	1,094,880	0	0.0	-

# 保険年度別明細表の見方

計算基準日 令和 5年 7月 1日  
作成日 令和 5年 5月25日

このページは「保険年度別明細表」（以下「明細表」）の見方と注意点についてご説明しております。  
明細表をご覧いただく際は、明細表の保険年度の説明と、下記の注意点についてもご確認ください。

保険年度	本設計書における保険年度は、計算基準日から1年間を「第1保険年度」と表しています。 (例) 計算基準日が令和1年5月1日の場合 第1保険年度：令和1年5月1日～令和2年4月30日
年齢	各保険年度の最終日の被保険者年齢です。実際の年齢とは異なる場合があります。 (例) 計算基準日が令和1年5月1日の場合 第1保険年度の年齢：令和2年4月30日における満年齢
普通死亡保険金額 一時金でのお受取り 分割金でのお受取り	当該保険年度の初日の値を表しています。 (例) 計算基準日が5月1日の場合 各保険年度の5月1日の値を表しています。
就業不能保険金額 一時金でのお受取り	
満期保険金額 健康祝金額 祝金額	当該保険年度にお支払する予定の金額を表しています。 明細表の年齢(歳)は各保険年度の最終日の年齢を表記しているため、お支払日の年齢とは異なる場合があります。 それぞれのお支払については、ご契約のしおり・約款などでご確認ください。
保険料累計 解約返戻金	当該保険年度最終日の値を表しています。 (例) 計算基準日が5月1日の場合 各保険年度の4月30日の値を表しています。

<明細表の例> 以下の表は参考です。表示している数字は実際の数字ではありません。

(単位：円)

保険年度	年齢(歳)	普通死亡保険金額		就業不能保険金額 一時金でのお受取り	満期保険金額 健康祝金額 祝金額	保険料累計	解約返戻金	解約返戻率(%)	前納未経過 保険料
		一時金でのお受取り	分割金でのお受取り						
1	31	47,987,000	54,000,000	31,819,000	0	312,285	18,100	5.7	144,694
2	32	45,162,000	50,400,000	31,153,000	0	407,745	36,610	8.9	72,419
3	33	42,287,000	46,800,000	30,474,000	0	503,205	55,520	11.0	
4	34	39,362,000	43,200,000	29,784,000	0	671,085	74,860	11.1	
5	35	36,385,000	39,600,000	29,082,000	0	838,965	112,350	13.3	
6	36	33,357,000	36,000,000	28,367,000	50,000	1,006,845	162,590	16.1	
7	37	30,276,000	32,400,000	27,640,000	0	1,174,725	215,370	18.3	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

## ご注意点

解約返戻金の額は、保険種類・ご契約年齢・性別・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数などにより異なります。ご契約を途中でやめになると解約返戻金は多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額になり、特に契約後短期間で解約された場合はほとんどありません。(家計保障定期保険(無解約返戻金型)・就業不能保障保険(無解約返戻金型)は、区分保険料率適用特約を付加した場合、適用保険料率によっても異なります。)

低解約返戻金期間のある保障の場合、低解約返戻金期間中の解約返戻金は、低解約返戻金割合が乗じられていることにより低く設定されています。ただし、低解約返戻金型終身介護保険は特定疾病保険料払込免除特則により保険料払込みが免除された場合や健康祝金部分には低解約返戻金割合は適用しません。がん治療支援保険NEOは、保険料払込期間中の解約返戻金はありません。

保険料払込期間満了後の解約返戻金は次の、のうちいずれか小さい額とします。〔解約返戻金を低く制限しない場合の解約返戻金の30% 診断給付金額の10分の1〕付加される特則については保険期間を通じて解約返戻金はありません。

がん治療保険(無解約返戻金型)は、保険料払込期間中の解約返戻金はありません。保険料払込期間満了後の解約返戻金は給付金月額と同じです。付加される特約・悪性新生物保険料払込免除特則には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。特則のみの解約はできません。

がん診断保険(無解約返戻金型)健康還付特則付加の場合、健康還付給付金支払日前に限り解約返戻金があります。診断給付金の支払額によっては解約返戻金が多くなる場合もあります。なお、特則のみの解約はできません。

付加される特約・悪性新生物保険料払込免除特則には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

医療総合保険(基本保障・無解約返戻金型)、医療保険(引受基準緩和・無解約返戻金型)、新医療総合保険(基本保障・無解約返戻金型)健康増進特約付加の場合、保険料払込期間中の解約返戻金はありません。保険料払込期間満了後の解約返戻金は、入院給付金日額の10倍です。付加される特約・特則については、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

医療総合保険(基本保障・無解約返戻金型)健康還付特則付加の場合、医療保険(引受基準緩和・無解約返戻金型)健康還付特則付加の場合は健康還付給付金支払日前に限り解約返戻金があります。主契約の入院給付金等の支払額によっては解約返戻金が多くなる場合もあります。なお、特則のみの解約はできません。付加される特約・特定疾病保険料払込免除特則(のみ)には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

介護年金保険(無解約返戻金型)の場合、保険料払込期間中の解約返戻金はありません。保険料払込期間満了後の解約返戻金は、介護年金額の10%です。ただし、年金支払開始後に解約することはできません。なお、ご契約から1年間の不担保期間中に解約された場合には責任準備金をお支払いするため、1年目の解約返戻金は責任準備金と合算した金額を表示しています。認知症一時金特約は、年金支払開始日以後に解約返戻金があります(認知症一時金額の10%です)。

家計保障定期保険(無解約返戻金型)・就業不能保障保険(無解約返戻金型)は、保険料払込期間中の解約返戻金はありません。

定期保険(無解約返戻金特則付加)の主契約には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

一時払通増終身保険(告知不要型)の場合、お払込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって、ご契約後一定期間内に解約された場合の解約返戻金の額は、一時払保険料を下まわります。

普通死亡保険金額(一時金・分割金)受取総額には、家計保障定期保険の保険金支払額を含んでいます。

普通死亡保険金額(一時金)は家計保障定期保険の保険金を一時金で受け取った場合にお受け取りいただける金額とその他の主契約・特約の死亡・高度障害保険金の合計です。

普通死亡保険金額(分割金)は家計保障定期保険の保険金を分割で毎月受け取った場合の積算累計額と、その他の主契約・特約の死亡・高度障害保険金の合計です。

とは同じ保障内容を受け取り方法の違いで表示したものであり、重複して受け取ることはできません。

就業不能保障金額(一時金)は、就業不能保障保険の保険金を一時金で受け取った場合にお受け取りいただける金額です。

## ご契約にあたって、ご注意いただきたいこと

**ご加入状況・健康状態などにより、設計書の内容でお申し込みいただけない場合があります。**

### あんしんがん治療保険（がん治療保険（無解約返戻金型）[無配当]）

保険期間の始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日を責任開始期とし、その日からご契約上の保障を開始します。

責任開始期の前日までにがんと診断確定された場合（ 1 ）は、ご契約者または被保険者がその事実を知っているといないとにかかわらず、ご契約は無効となります。（ 1 ）ご契約の際、当社が告知等により知っていたがんを除きます。

悪性新生物および上皮内新生物を合わせて「がん」といいます。

がんの診断確定は、病理組織学的所見により医師によってなされる必要があります。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、その他の所見を認めることがあります。

主契約の手術・放射線治療給付金は、がんの治療を直接の目的として、公的医療保険制度の対象となる所定の手術・放射線治療（血液照射は対象になりません。）を受けられたとき、お支払事由に該当した月ごとに給付金月額をお支払いします。手術・放射線治療給付金のお支払対象となる治療を同一の月に複数回受けられたときでも、手術・放射線治療給付金は重複してお支払いしません。

主契約の抗がん剤治療・緩和療養給付金は、以下の または に該当されたとき、お支払事由に該当した月ごとに、給付金月額をお支払いします。ただし、保険期間を通じて60か月をお支払限度とします。抗がん剤治療・緩和療養給付金のお支払対象となる治療や療養を同一の月に複数回受けられたときでも、抗がん剤治療・緩和療養給付金は重複してお支払いしません。

がんの治療を直接の目的として公的医療保険制度の対象となる所定の抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院による抗がん剤治療を受けられたとき

がんを直接の原因とするがん性疼痛の緩和を目的として公的医療保険制度の対象となる所定の緩和療養を受けられたとき

同一の月に手術・放射線治療給付金および抗がん剤治療・緩和療養給付金のお支払事由に該当した場合には、手術・放射線治療給付金のみをお支払いし、抗がん剤治療・緩和療養給付金はお支払いしません。

悪性新生物保険料払込免除特約が付加されている場合で、責任開始期以後に初めて悪性新生物と診断確定されたとき、将来の保険料のお払込みが免除となります。ただし、上皮内新生物は対象になりません。

がん特定治療保障特約は、がんの治療を直接の目的とした公的医療保険制度における所定の患者申出療養（ 2 ）、所定の評価療養（先進医療を除く。）による診療、対象病院で入院または通院による所定の自由診療を受けられたとき、診療にかかわる費用と同額の特定治療給付金をお支払いします。公的医療保険制度による保険給付がなされるべき費用、選定療養にかかわる費用（差額ベッド代等）、先進医療にかかわる技術料および、遺伝子パネル検査にかかわる費用等は除きます。保険期間を通じて1億円をお支払限度とします。

（ 2 ）療養を受けた時点で、公的医療保険制度の給付対象となっている場合や取消等により患者申出療養でなくなっている場合を除く。

がん先進医療特約は、がんの治療を直接の目的として公的医療保険制度における所定の先進医療を受けたとき、先進医療にかかわる技術料と同額の先進医療給付金をお支払いします。保険期間を通じて2,000万円をお支払限度とします。

先進医療とは、公的医療保険制度の法律に定める評価療養のうち厚生労働大臣が定める先進医療をいい、先進医療の対象となる医療技術ごとに医療機関・適応症が限定されています。療養を受けた時点で、公的医療保険制度の給付対象となっている場合や取消等により先進医療でなくなっている場合は対象となりません。また、公的医療保険制度の給付対象となる費用や、技術料以外の自己負担となる費用等は先進医療給付金の対象となりません。

がん入院特約は、がんの治療を直接の目的として所定の入院をされたとき、入院給付金をお支払いします。

がん通院特約は、主契約の給付金が支払われる治療または緩和療養を受け、その前後の対象期間内にがんの治療を目的として所定の通院をされたとき、通院給付金をお支払いします。対象期間とは、主契約の給付金の支払事由に該当した日の属する月の前々月の初日から、主契約の給付金の支払事由に該当した日の属する月の1年後の応当月の末日までの期間をいいます。

がん診断特約の悪性新生物の2回目以降の診断給付金は、前回の診断給付金のお支払事由に該当した日からその日を含めて2年経過後にお支払事由に該当した場合に限りお支払いします。上皮内新生物に対する診断給付金は保険期間を通じて1回を限度とします。

悪性新生物初回診断特約の診断保険金は初めて悪性新生物と診断確定されたとき、保険期間を通じて1回を限度としてお支払いします。

がん手術特約は、ファイバースコープによる手術や放射線照射などは、60日間に1回を限度とします。

同一または異なる種類の複数の手術を同一の機会に受けられた場合、手術給付金は1回のみお支払いします。

抗がん剤治療特約は、がんの治療を直接の目的として公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、所定の抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院をされたとき、お支払事由が該当する月に治療給付金をお支払いします。この特約の保険期間中を通じて、60か月をお支払限度とします。

各種特約は、主契約の保険期間の始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日を責任開始期とし、その日から保障を開始します。給付金・保険金の受取人が病気やケガにより請求する意思表示ができない等の場合、がん罹患された際に被保険者に病名が告知されない等の事情がある場合等は、あらかじめ指定された指定代理請求人が代理人として給付金等を請求することができます。保険契約者と被保険者が同一人である場合の保険料払込みの免除も同様に取り扱います。

がん保険契約等の乗換えに関する特約を付加されている場合、万一、乗換後契約の不承担期間終了前になんかと診断確定された場合は、乗換前契約の解約が取り消されるため、乗換前契約の給付金等のお支払対象とすることができます。この場合、乗換後契約は無効となります。がん保険契約等の乗換えにあたっては、乗換前契約について解約の効力が生じる日の属する保険料期間の末日までの保険料のお払込みを必要とします。

主契約の保険期間満了時に更新が可能な場合、ご契約者から保険期間満了日の2か月前までにご請求いただくことにより、更新後の主契約の保険期間および保険料払込期間を終身にすることができます。



## ご契約にあたって、ご注意いただきたいこと

### □ 各種お客様サービスのご案内

あんしん生命のお客様へのサービスです。サービスは予告なく変更される場合があります。各サービスは当社がグループ会社および提携会社を通じて提供します。詳細については各サービスのチラシをご覧ください。この保険の被保険者様が無料でご利用いただけます。

### Medical Note for 東京海上グループ

専用ホームページ <https://www.medicalnote-tm.jp/signup>

ご利用には初期登録(証券番号等)が必要となります。専用ホームページの注意事項をご確認ください。

専用ホームページで専門医監修の信頼できる医療情報をご提供します。

**セカンドオピニオン予約サービス** 各分野で専門的な医療を提供している病院から選んで予約ができます。

**医師・病院受診予約サービス** 各領域の専門医や専門的な医療を提供している病院から選んで受診の予約ができます。

**オンライン医療相談サービス** **病気・症状辞典サービス** **がん精密検査予約サービス**

この保険のご契約者様(法人除く)・被保険者様およびそのご家族が無料(\*)でご利用いただけます。

### メディカルアシスト (各種医療サービス)

☎ 0120-363-992

例えばこんなときに・・・

日常のおからだの悩みから「もしも」のときまでサポート!

急に激しい頭痛。どうしたらいいの・・・  
もらった薬の副作用が知りたい。

緊急医療相談 / 一般の健康相談

旅行先で急病! 最寄りの病院を知りたい!!

医療機関案内

24時間  
365日対応

出張先で倒れ入院。自宅近くの病院に転院したい・・・  
(\*) 転院・転送の実費についてはお客様のご負担となります。

転院・患者移送手配

抗がん剤治療を受ける予定。精神的にも体力的にも不安・・・

がん専用相談窓口

事前にご予約  
ください

持病の腰痛が気になる。良い治療法はないかな・・・

予約制専門医相談

### 人間ドック・脳ドック・がんPET検診優待サービス

☎ 0120-633-877

【受付時間】平日9:30~17:30(土曜・日曜・祝日、8/12~8/16、12/29~1/5は休業となります。)

通常料金より約5%~20%割引となる優待料金1で、内容・場所・料金等、お客様のご希望に合った施設の検索と予約ができます。

1 医療機関・検査内容によっては、割引が適用されない場合もあります。(\*) 受診費用の実費については、お客様のご負担となります。

### がんお悩み訪問相談サービス

☎ 0120-363-992

【予約受付】24時間365日対応

がんと診断された場合に、専門の相談員に直接相談ができます。

### 介護アシスト

☎ 0120-428-834

【受付時間】平日9:00~17:00(土曜・日曜・祝日、年末年始を除く)

**電話介護相談** 社会福祉士・ケアマネジャー・看護師等が介護に関する相談に電話でお応えします。

**各種サービス優待紹介** ご高齢者の生活を支える各種サービス(家事代行など)を優待条件でご利用いただけます。  
(\*) 各種サービスのご利用に係る費用はお客様のご負担となります。

**インターネットによる介護情報サービス** <https://www.kaigonw.ne.jp/>  
「介護情報ネットワーク」のホームページを通じて介護の仕方や介護保険制度等の介護に関する情報をご提供します。

### デイリーサポート

☎ 0120-285-110

(土曜・日曜・祝日、年末年始を除く)

**社会保険に関するご相談** 【受付時間】平日10:00~18:00  
公的年金などの社会保険に関するご相談に、提携の社会保険労務士等がわかりやすく電話でお応えします。

**法律・税務に関するご相談** 【受付時間】(法律)平日10:00~18:00 (税務) 平日14:00~16:00  
身のまわりの法律や税金に関するご相談に、提携の弁護士等が電話でわかりやすくお応えします。

**暮らしの情報提供** 【受付時間】平日10:00~16:00  
グルメ・レジャー・マナー・冠婚・各種スクールに関する情報など、暮らしに役立つ情報を電話でご提供します。

# この設計書をご参照いただく際のご留意点

## ご契約に際して

この設計書は、当該商品の『パンフレット』に付け加えて、おすすめするプランを記載したものです。ご検討の際には必ず当該商品の『パンフレット』『重要事項説明書（契約概要/注意喚起情報）』『ご契約のしおり・約款』を、また保険種類をお選びいただく際には『保険種類のご案内』をあわせてご覧ください。なお、ご契約後の保障内容については主契約単位で発行される『保険証券』をご確認ください。『重要事項説明書（契約概要/注意喚起情報）』『ご契約のしおり・約款』は、ご契約の内容等に関する重要な事項を記載しています。必ずお読みいただき、内容をご確認ご了解のうえ、お申込みください。

## 保険金・給付金等について

主契約および特約に関して、免責事由に該当した場合、告知義務違反によるご契約の解除の場合、詐欺による取消の場合、不法取得目的によるご契約の無効の場合等、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。その他保険金・給付金等のお支払事由に関しては『ご契約のしおり・約款』をご覧ください。

## 記載されている数値に関してのご留意点

この設計書に記載しております被保険者様の年齢・保険料・特約その他おすすめのご契約内容はすべて、計算基準日に基づいて計算しております。将来、保険料率が変わった場合、表示の金額と異なることもあります。この設計書の内容に基づいてご契約のお申込をいただいた場合でも、被保険者様の健康状態等によっては特別条件付保険特約を付加いただき、お申込内容の変更をお願いすることがあります。特に特別保険料率収法では、この設計書に記載の保険料については増加、解約返戻金については増減する場合がありますので、ご注意ください。この設計書では主契約・特約の保険期間満了時に更新が可能な場合でも更新しないものとして表示しています。また、保険料累計・解約返戻金の表示欄には更新される特約にかかる更新後保険料および解約返戻金は含まれておりません。この設計書に記載の保険金額・解約返戻金・保険料累計などの数値は原則として当該保険年度の最終日の値を表しています。この保険年度とは、例えば第2保険年度の場合、契約日を1回目と考えて年単位での2回目の契約応当日から3回目の契約応当日の前日までの1年間を表しています。したがって、歳単位で表示している場合には、その満年齢の誕生日を迎えて以降、最初に訪れる契約応当日の前日の値となります。

## 配当について

当社の商品には「無配当保険」と「5年ごと利差配当付」の2種類があります。

無配当保険	5年ごと利差配当付
契約者配当金はありません。	責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益を超えた場合に契約後5年ごとに契約者配当金をお支払します。

5年ごと利差配当付商品について、配当に関する詳細は『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。

## その他注意事項について

ご加入状況・健康状態などにより、設計書の内容でお申し込めない場合があります。保険種類・契約年齢・保険期間・保険料払込期間および経過年数によっては、保険金・給付金等のお受け取り金額がお申込みいただいた保険料の合計額を下まわることがあります。

## 法人向け商品・経理処理について

法人向け保険商品は、保険金等を事業保障資金等の財源としてご活用いただくための、「保障」等を目的とする商品です。ご加入にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を必ずご覧ください。経理処理について、当資料のご利用によりお客様または第三者に損害等が発生した場合でも、当社は一切の責任を負いません。この旨をご了解のうえ、お客様の責任により当資料をご利用ください。

## 生命保険の募集人について

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。当社の取扱者/代理店（生命保険募集人）は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込に対して当社が承諾したときに有効に成立します。なお、当社の取扱者/代理店である生命保険募集人の身分・権限等に関しまして確認をご要望の場合には、東京海上日動あんしん生命カスタマーセンターまでご連絡ください。

## 低解約返戻金型・低解約返戻金特則付加について

低解約返戻金期間中における解約返戻金については、低解約返戻金割合が乗じられることにより低く設定されています。低解約返戻金期間中については、解約返戻金の水準が低いことにより、以下のお取扱となりますのでご注意ください。

制度	低解約返戻金期間中のお取扱
解約返戻金の所定の範囲内でお貸し付けする制度（契約者貸付制度）	お貸し付けできる金額が少なくなります。
保険料のお払込が困難になった場合保険料をお立て替える制度（保険料の振替貸付）	お立て替えできる回数が少なくなります。
延長定期保険への変更	保険期間が短くなります。
払済保険への変更	保険金額が少なくなります。

## 保険契約の自動更新について

この設計書でおすすめのご契約が自動更新可能な場合には、ご契約者から保険期間満了日の2か月前までに、継続しない旨のお申出がない限り、ご契約は保険期間満了日の翌日に自動的に更新されます。更新後の保険金額は、更新直前の保険金額と同一とします。更新後の保険期間は、更新前の保険期間と同一とします。（ただし、当社の定めるところにより保険期間を変更して更新することがあります。）更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算します。したがって、更新後の保険料は、更新前の保険料と異なります。更新後のご契約には更新時の普通保険約款および特約条項が適用されます。ご契約が更新された場合、保険金・給付金のお支払、保険料のお払込免除につきましては、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続されたものとして取り扱います。更新可能なご契約については、事前に当社よりご連絡いたします。

更新に関する詳細内容は、保険種類ごとに異なります。更新の可否や更新後の保障内容等、詳しくは各保険種類の『ご契約のしおり・約款』に記載しておりますので、ご確認ください。

本社募資'22-KL01-P002

<取扱者/代理店>

株式会社 a s i m o m y

東京都荒川区荒川1丁目55-4-211

電話 090-6540-9294

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

<https://www.tmn-anshin.co.jp/>

<生命保険についてのご相談・お問合せ>

カスタマーセンター  0120-016-234

受付時間 平日 9:00~18:00 土曜 9:00~17:00

(日曜・祝日・年末年始を除きます。)